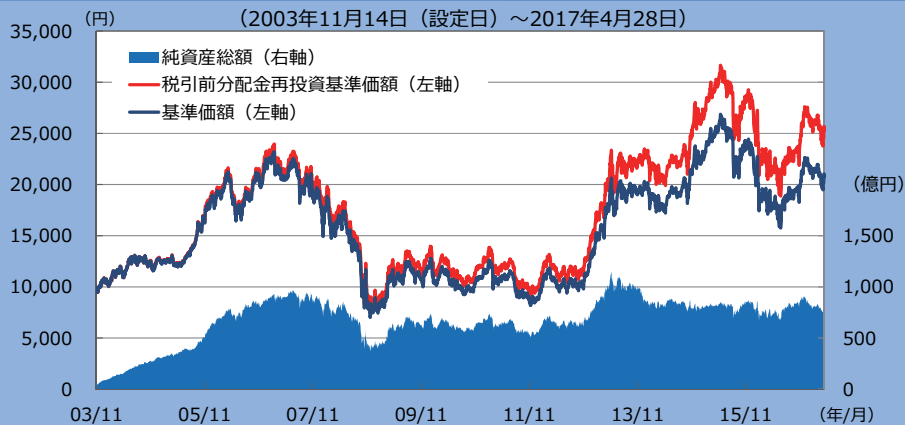


当ファンドの運用実績



(2017年4月28日)
基準価額：20,740円
税引前分配金再投資
基準価額：25,291円
純資産総額：約805億円

<分配実績>

決算	分配金	
第1～10期	-	2,010円
第11期	2014年11月	400円
第12期	2015年11月	400円
第13期	2016年11月	350円
設定来累計	3,160円	

(注1) 分配金は1万口当たり(税引前)の金額。
 (注2) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。
 (注3) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

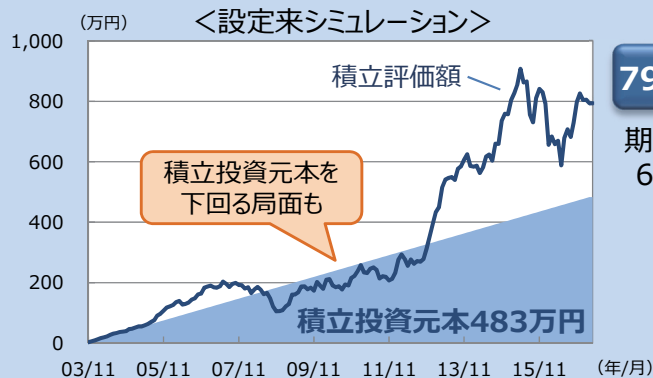
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
 ※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは3ページおよび投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。

分配金に関する留意事項

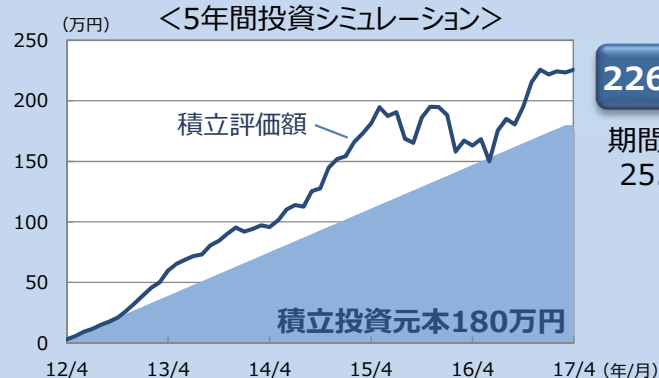
分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

積立投資

当ファンドに毎月3万円ずつ投資したと仮定して、設定来、直近5年間の投資損益をシミュレーションしてみました。



795万円
 期間収益
 64.5%



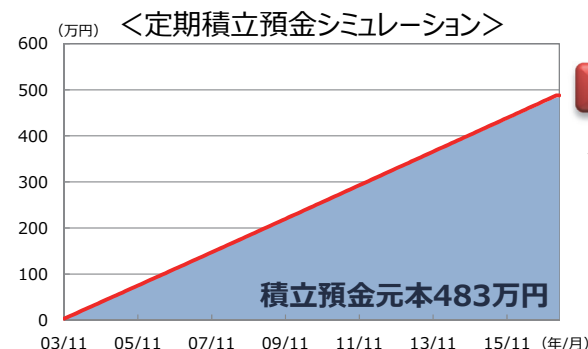
226万円
 期間収益
 25.4%

(注1) 左グラフのデータは2003年11月14日(設定日)～2017年4月28日、右グラフのデータは2012年4月30日～2017年4月28日。
 (注2) 本シミュレーションは、毎月、一定金額を基準価額(1万口当たり、信託報酬控除後)で設定日、月末に投資し、分配金(税引前)はすべて再投資すると仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。なお、販売手数料等は考慮していません。
 (注3) 期間収益は、最終月末の積立評価額を積立投資元本で除して計算。

※上記は一定の前提条件に基づき、過去のデータを用いてシミュレーションを行ったものであり、実際の運用成果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
 ※投資信託は元本が保証された商品ではなく、積立スタート・換金のタイミングによっては収益が積立投資元本を割り込むことがあります。

ご参考

当ファンドの設定日から毎月3万円ずつ定期積立預金をしたと仮定して、積立金額をシミュレーションしてみました。



488万円
 期間収益
 1.0%

(注1) データは2003年11月14日～2017年4月28日。
 (注2) 預金金利は国内銀行、信用金庫等における各年初時点の預入金額1千万円以上、預入期間1年の店頭表示金利の平均年利率を使用。
 (注3) 設定日、月末に投資したと仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。
 (注4) 期間収益は、最終月末の積立評価額を積立投資元本で除して計算。
 (出所) 日本銀行のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※左記は一定の前提条件に基づき、過去のデータを用いてシミュレーションを行ったものであり、実際の運用成果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

ファンドの特色

- 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。(以下、同じ。)
 - 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。
- 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】は、...

 - トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】は、...

 - 原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
 - トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】は、...

 - 組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。
 - 追加設定・解約等により、四半期毎にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。
 - 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。
- 株式の実質組入比率は、通常の状態を高位を保つことを基本とします。

※ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのリスクおよび留意点

基準価額の変動要因

ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

※基準価額の主な変動要因として、○株式市場リスク、○信用リスク、○投資銘柄集中リスク、○市場流動性リスク等があります。留意事項として、○ファミリーファンド方式にかかる留意点、○換金制限等に関する留意点があります。

詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の投資リスクをご覧ください。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、いつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
決算および分配	年1回（毎年11月13日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	無期限です。（信託設定日：2003年11月14日）
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用が可能です。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用等（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ ファンドの費用

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>1.62%（税抜き1.5%）を上限</u> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に <u>年0.7452%（税抜き0.69%）</u> の率を乗じた額
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ：http://www.smam-jp.com 電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社①（2017年5月15日現在）

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○				
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○	
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○				
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第43号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第37号	○				
スター証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○				
西日本シティT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○			○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○	○			
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○				
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号	○			○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号	○			○	

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取扱いとなります。

最終ページに「重要な注意事項」を記載しております。
必ずご確認ください。

販売会社②（2017年5月15日現在）

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○			
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○			
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第16号	○			
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第8号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○			
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号				
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○			
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号				
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号				
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号				
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号				
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○			
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号				
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○			
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号				
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号				
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号				
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号				
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○			
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○			
関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第45号				
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○			
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第47号				
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号				
館林信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第238号				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号				
東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第52号				
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○			
栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第224号				
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号				
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	○			
豊橋信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第56号				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号				
沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第59号				
半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第62号				
尾西信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第63号				
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○			
米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第56号				

【重要な注意事項】

- ◆当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ◆当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ◆当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ◆投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- ◆投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ◆当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。

作成基準日：2017年4月末